

2 生産第 2044 号

令和 3 年 2 月 8 日

関係機関・団体の長 殿

農林水産省生産局長

## 令和 3 年春の農作業安全確認運動の実施について

近年、農業就業人口が減少する中、農作業死亡事故者数は年間 300 人前後で推移している状況であることから、事故件数を減少させることが喫緊の課題となっており、農作業事故防止に向けた対策の強化を図る必要があります。

このため、春作業が行われる 3～5 月を重点期間として、別添のとおり、全国の関係機関の協力の下、春の農作業安全確認運動を実施します。

については、本運動が農業現場へ確実に浸透し、農作業事故を減少させる取組が着実に実施されるよう、本運動の実施に御協力いただくとともに、貴職より貴下関係機関に対し協力を要請していただきますようお願いいたします。

また、運動の開始に当たり、本年の取組方針等を議論する農作業安全確認運動推進会議を別紙のとおり開催しますので、貴団体からの出席につき御配慮いただきますようお願いいたします。

## 農作業安全確認運動の展開について

令和4年までに農業機械作業に係る死亡者数を平成29年水準(211件)から半減することを目標に、令和2年からの3年間を集中対策期間として対策を強化しているところであり、春(3~5月)と秋(9~10月)に重点期間を設定して、農業機械作業の事故防止に向けた運動を展開する。

### 1. 取組方針

農作業安全確認運動が全国で一体となって推進されるよう、重点推進テーマを設定し、運動の浸透・充実を図る。

#### (1) 重点推進テーマ

「見直そう！農業機械作業の安全対策」

農業機械作業による死亡事故が多発している状態が継続していることを踏まえ、昨年度に続き、特に死亡事故の発生割合が高い乗用型の農業機械の作業におけるシートベルト・ヘルメットの着用徹底など、農業機械作業の安全対策を見直す運動を全国的に展開する。

#### (2) 取組内容

この春の農作業安全確認運動期間においては、以下の取組を推進する。

##### ① 重点推進テーマに基づいた推進活動

シートベルトを着用することで死亡事故の発生を大幅に低減できること、交差点等のない道路を走行中に追突されることによる事故が多発していることなど、(ア) 交通事故の発生データから得られた新たな知見を農業機械の販売や現場での農業指導等の場面において農業者に伝達することを通じて、シートベルト・ヘルメットの着用徹底と、作業機を付けた状態で公道走行する際の灯火器類の設置を集中的に働きかける。

また、安全フレーム等のない乗用型トラクターが依然として一定程度存在することから、(イ) 令和2年度の農林水産省の調査によるフレーム等を後付けした農業者に対するヒアリング結果も活用し、安全フレームやシートベルト等が装備されていないトラクターの所有者への追加装備や買い替え等の働きかけについても継続する。

##### ② その他の重点的な取組

農業者が自ら積極的に安全対策を講じるためには、農業者が農作業事故を「自分ごと」と捉える意識改革が重要であり、こうした意識改革を促す環境を整備するため、(ウ) 全国の農業者が安全研修を受けられる体制の構築に向けた農作業安全指導員の育成を図る。

また、近年、農作業中の熱中症による死亡事故が多発していることを踏まえ、(エ) 作業当日に熱中症リスクのある地域の農業者に直接注意喚起を行うことができるMAFFアプリを活用した熱中症警戒アラートの利用の促進を図る。

さらに、農業者や農業者団体の現場における具体的な作業安全行動を喚起するため、(オ) 新たに策定した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践を働きかける。

このほか、都道府県の協力を得て、現在設立されている労災保険特別加入団体が受入れ可能なエリア等を把握できたことから、(カ) 受入れできないエリアの農業団体等に対しては労災保険特別加入団体の設置を、受入れ可能なエリアの農業者に対しては労災保険特別加入制度への加入の促進を働きかける。

## 2. 運動期間

令和3年3月1日（月）～5月31日（月）（3か月間）

※各地域の営農形態等を踏まえ、運動期間が前後しても良い。

## 3. 進め方

- (1) 全国の行政機関、農機販売店、生産者団体など関係機関の参画を得て、以下の進め方を基本に、取組方針に沿った活動を一体的に展開する。なお、推進に当たっては、新型コロナウイルスの蔓延防止にも十分配慮を行うものとする。
  - ① 各地方の農作業安全ブロック推進会議や、都道府県単位・地域単位での農作業安全推進会議等を開催し、地域における関係機関間の連携強化や情報共有、普及啓発方策の検討等を行う。また、交通安全運動の取組とも積極的に連携を図る。
  - ② 農業者のみならずその家族等に対しても安全意識の向上が図られるよう、地域での「声かけ」のほか、SNS、回覧板や広報誌、広報車等、様々な媒体を活用して1人でも多くの農業者に所要の情報を届ける。
  - ③ 農業者等が参加するさまざまな会議、集会、講習会、イベント等で農作業安全に係る話題も取り上げる「+（プラス）安全」を実施する。
- (2) 農林水産省において、農作業安全確認運動の認知度の向上と農作業安全に対する国民意識の醸成を図るため、農作業安全ポスターコンクールを開催し、優秀な作品について表彰を行うとともに、受賞ポスターの掲載を推進する。
- (3) 期間終了後、参画機関は、推進会議の実施状況等取組内容の整理や参加農業者数等を把握するとともに、取組結果等を検証し、今後の活動の改善方策を検討する。

## 4. 事務局

農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室（安全指導班）

担当：藤澤、小屋松

電話：03-6744-2182